

令和 5 年 度

酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

酒 田 市 監 査 委 員

監 発 第 5 0 号
令和6年8月16日

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)
酒田市監査委員 高 橋 千 代 夫
(公 印 省 略)

令和5年度酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、別紙のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和5年度酒田市健全化判断比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月5日から令和6年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して算定され、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和4年度 (%)	令和5年度 (%)	早期健全化 基準 (%)	財政再生 基準 (%)	備 考
実質赤字比率	—	—	11.82	20.00	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.82	30.00	連結実質赤字なし
実質公債費比率	10.0	10.0	25.0	35.0	
将来負担比率	16.8	6.5	350.0	—	

5 審査意見

令和5年度酒田市一般会計歳入歳出決算等における実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、今後とも健全な財政運営を推進されるよう望むものである。

資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和5年度酒田市資金不足比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月14日から令和6年8月9日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して算定され、適正に作成されているものと認められた。

会計名	令和4年度 (%)	令和5年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	備 考
酒田市水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
酒田市下水道事業会計	—	—		資金不足なし
酒田市風力発電事業特別会計	—	—		資金不足なし
酒田市定期航路事業特別会計	—	—		資金不足なし

5 審査意見

全ての会計において経営健全化基準による資金不足は生じていないが、今後とも安定した経営基盤の構築を望むものである。

決 算 審 查 資 料

目 次

◇第 1 表 實質公債費比率計算書

◇第 2 表 将来負担比率計算書

第1表 実質公債費比率計算書

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{A 地方債の元利償還金} + \text{B 準元利償還金}) - (\text{C 特定財源} + \text{D 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{E 標準財政規模} - \text{D 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(単位 千円・%)

区分 年度	A 元利償還金	B 準元利償還金	C 特定財源	D 基準財政需要額 算入額	E 標準財政規模	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
5年度	7,505,810	2,240,968	1,554,820	5,844,308	29,622,357	9.87318	10.0
4年度	7,559,687	2,201,966	1,467,277	5,948,803	29,316,484	10.03768	10.0
3年度	7,515,013	2,343,748	1,519,096	5,881,432	30,209,492	10.10452	10.1

B 準元利償還金の内訳

区分 年度	公営企業繰入金	一部事務組合等 負担金	公債費に準ずる 債務負担行為	一時借入金利子	計
5年度	2,080,464	157,596	2,878	30	2,240,968
4年度	2,141,012	55,902	5,018	34	2,201,966
3年度	2,286,941	51,334	5,126	347	2,343,748

D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

区分 年度	事業費補正 算入分	災害復旧費等 算入分	密度補正 算入分	計
5年度	1,353,656	4,223,961	266,691	5,844,308
4年度	1,437,320	4,254,245	257,238	5,948,803
3年度	1,509,501	4,129,067	242,864	5,881,432

第2表 将来負担比率計算書

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A 将来負担額} - \text{B (充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{C 標準財政規模} - \text{D 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

A 将来負担額の内訳

(単位 千円)

区分 年度	地方債現在高	債務負担行為 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人 負担見込額	計
5年度	49,094,390	0	17,123,013	3,966,151	7,301,276	0	77,484,830
4年度	52,396,967	2,776	18,814,788	4,100,876	7,130,875	0	82,446,282
3年度	56,642,296	7,544	20,625,849	3,603,389	7,261,462	0	88,140,540

B 充当可能財源等の内訳

区分 年度	充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額	合計	C 標準財政規模	D 基準財政 需要額算入額
5年度	13,869,353	11,343,107	5,730,609	50,708,136	75,920,596	29,622,357	5,844,308
4年度	12,613,923	11,706,707	6,131,528	54,179,171	78,499,801	29,316,484	5,948,803
3年度	11,786,323	12,530,347	7,092,138	56,797,245	81,113,915	30,209,492	5,881,432

将来負担比率 (%)

5年度	6.5	A 77,484,830	-	75,920,596	B 1,564,234
		C 29,622,357	-	5,844,308	D 23,778,049
4年度	16.8	A 82,446,282	-	78,499,801	B 3,946,481
		C 29,316,484	-	5,948,803	D 23,367,681
3年度	28.8	A 88,140,540	-	81,113,915	B 7,026,625
		C 30,209,492	-	5,881,432	D 24,328,060